

第5回 島根原子力発電所2号機の再稼働判断に関する 知事・3市長会議

日時：令和4年6月5日(日) 13:00

場所：くにびきメッセ 国際会議場

－ 次 第 －

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 題

島根原子力発電所2号機に関する県の考えについて

4. 意見交換

5. 挨 拶

6. 閉 会

**第5回 島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議
＜発言要旨＞**

3. 議題

島根原子力発電所2号機に関する県の考えについて

【知事発言①要旨】

（再稼働判断と今後の対応）

島根原発2号機の再稼働判断に当たっては、住民説明会等でのご意見、3市の皆様をはじめとする関係自治体のご意見、島根県議会のご意見などを踏まえ、私として熟慮を重ねた結果、「島根原発2号機の再稼働は現状においてはやむを得ない」と考え、再稼働を容認することといたしました。

したがいまして、中国電力に対しては、安全協定に基づく事前了解を行うことといたします。

また、経済産業大臣から理解要請のあった、原発再稼働を進める政府の方針については、中国電力へ島根原発2号機の設置変更許可に係る事前了解を行った旨を回答することにしております。

（中国電力・国への要請事項）

中国電力への事前了解及び国への回答に当たっては、県として必要な事項を要請することとしておりますので、その概要をご説明いたします。

（中国電力への要請事項）

まず、中国電力への要請事項について、であります。

中国電力に対しては、

- ① 審査や検査の状況の適切な説明と丁寧な情報提供
- ② 常に最新の知見を取り入れた最大限の安全対策
- ③ 過去のトラブル等からの教訓を反映した組織・人員体制、教育・訓練などの充実・強化
- ④ 関係自治体に対する誠意を持った対応

などを要請することとしております。

特に、出雲市、雲南市においては、中国電力に対し、立地自治体と同様な安全協定の締結を要請されておりますが、この問題については様々な意見がある中で、県としては、3市の意見が私の再稼働判断に反映されるよう昨年9月にこの会議を設置し、本日を含めてこれまで5回開催しているところでございます。

また、経済産業省に対し、原発の再稼働判断に立地・周辺自治体の意見が反映できる仕組みの創設を要請することとしております。

したがいまして、今回中国電力に対しては、立地自治体と同様な安全協定を締結するように求めるという出雲市、雲南市のご意見を伝えた上で、要請事項としては、先ほど

申し上げましたとおり

④ 関係自治体に対する誠意を持った対応
としております。

次に、国の要請先として、原子力規制委員会、内閣府、内閣官房、経済産業省に要請いたします。

(原子力規制委員会への要請事項)

原子力規制委員会に対しては、

- ① 最新の知見の規制基準への反映
- ② 設計及び工事計画認可、保安規定変更認可の厳格な審査
- ③ 原子力規制検査の厳格な実施

などを要請することにしております。

(内閣府への要請事項)

内閣府に対しては、

- ① 避難計画の住民への周知や、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、迅速・確実な実動組織の派遣などの支援・協力
- ② 原子力防災対策に必要な資機材、施設等の整備や、立地・周辺自治体が行う取組に対する十分な財政支援

などを要請することにしております。

(内閣官房への要請事項)

内閣官房に対しては、

- ① 他国の領土や主権の侵害を抑止する国際秩序を確立するための国際社会と協調した経済制裁措置の実施など毅然として対処すること
- ② 武力攻撃が懸念されるような場合の原子力事業者に対する運転停止命令などの迅速な対応と平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること
- ③ 万が一、ミサイル攻撃等が行われるような事態となった場合の自衛隊による迎撃態勢と部隊の配備

などを要請することにしております。

(経済産業省への要請事項)

経済産業省に対しては、

- ① 核燃料サイクルの課題解決に向けた取組の加速
- ② 原発の再稼働判断に立地・周辺自治体の意見が反映できる仕組みの創設
- ③ 原子力災害時の避難をより円滑に実施するための道路整備等の支援
- ④ 原発への依存度を可能な限り低減するための再生可能エネルギーの導入促進
- ⑤ 電源三法交付金等の対象地域の拡大

などを要請することとしております。

○ 3 市長からの意見

【出雲市長発言要旨】

先ほど、島根県原子力発電所 2 号機の再稼働判断の内容について説明いただきました

た。知事には我々の考えを踏まえた判断をしていただいたと考えております。

また、中国電力と国への要請事項についても、本市の意見を汲み取っていただいたものと理解しているところです。

今回、知事には、このように意見を聴いていただいたが、将来にわたり中国電力との関係が続くなかで、本市としては、立地自治体と同様な安全協定の締結を引き続き求めていく考えであります。

知事には、本市のこうした考えを中国電力に伝えていただきたい。

また、先月、有効期限の書き換えを行った公的身分証明書を使用して、一時立入者が島根原子力発電所構内に立ち入る事案が発生しました。

市民に不安や不信を与えないよう、中国電力に対して、先に提出した8つの要請事項に加え、本事案を検証し、「核物質防護に携わる全ての職員が、その重要性を認識し、島根原子力発電所の核物質防護に万全を期すこと」を求めていきたいと考えます。

本日、述べた内容等については、後日、改めて文書でもお伝えします。

中国電力と国への回答にあたっては、本市の意見も伝えていただき、それぞれに適切な対応を求めていただくようお願いします。

【安来市長発言要旨】

島根原子力発電所2号機の再稼働を容認するとした知事の判断について承知しました。

中国電力と国に要請される内容についても、これまでに申し上げてきた本市の意見を汲み取っていただいたものと理解しております。

特に、

中国電力株式会社に対しては、安全確保に関する最新の知見の反映や設備の整備を速やかに行うなど、安全確保に万全を期すこと。また、地域産業の発展に重要な、安定かつ安価な電気の供給に努めるとともに、周辺地域の企業への工事発注や宿泊施設の利用など、周辺地域の経済発展に貢献することを求めており、

国に対しては、原子炉設置変更許可など重要な変更が行われる場合、周辺自治体の意見等を反映する新たな制度を構築すること。あわせて、原子力発電を支える周辺自治体が行う地域振興の取り組みに対し、国の財政支援を拡充することを求めているところです。

これらについては、強く要請を行っていただくようお願いしたいと思います。

本日述べた内容については、後日改めて文書でもお伝えさせていただくので、中国電力と国への回答の際には、本市の意見についても伝えていただくようお願いします。

【雲南市長発言要旨】

島根原子力発電所2号機の再稼働を容認するとされた知事の判断について承知いたしました。

中国電力と国に要請される内容について、これまでに申し上げてきた本市の意見を汲み取っていただいたものと理解しております。

その中で特に、

中国電力に対しては、安全確保を大前提に、再稼働までの各段階においても引き続き

丁寧な情報提供を求めるとともに、安全対策については、設備面の対応だけでなく、人的な対応による安全文化の醸成に取り組むことを求める考えです。

国に対しては、原子力災害対策への支援の充実を図るとともに、再生可能エネルギー等の技術開発・導入の促進などにより、できる限り早期に転換が図られるよう取組みを求めるところです。

島根県におかれましても、安全確保に関わる点、あるいは災害対策の充実に対して、引き続きご支援いただきますようお願いいたします。

なお、本日申し述べた内容等については、後日改めて文書でもお伝えさせていただきますので、中国電力と国への回答にあたっては、本市の意見についてもお伝えいただくようよろしくお願いいたします。

【知事発言②要旨】

ご意見ありがとうございました。

今後、中国電力と国に回答する際には、3市のご意見についてもお伝えすることとしており、先方には適切に対応するように伝えます。

なお、先ほど飯塚出雲市長からございました、中国電力の不適切入域の件につきましては、先月22日に島根原子力発電所を視察した際、私から中国電力に対し、原因究明と再発防止の徹底を求めたところです。

また、原子力規制庁長官に対しても、中国電力が講じる改善措置を原子力規制検査の中で規制当局としてしっかり確認するよう求め、長官からは、検査制度の下で、事業者の保安活動等に緩みが出ないように、目を光らせていくとの回答があり、原子力規制庁による法律に基づく厳格な規制のもとに、再発防止対策がしっかりと講じられることを確認したところです。

先ほど、飯塚市長からご意見をいただきましたので、先般の島根原発への不適切入域の事案を踏まえ、この度の中国電力への要請に当たっては、中国電力への要請事項3つめの「組織・人員体制、教育・訓練などの充実・強化」に「核物質防護に携わる全ての職員が、その重要性を認識し、核物質防護に万全を期す」ことを、加えることで、いかがでしょうか。

【出雲市長】

了承

【知事発言③要旨】

田中安来市長からは、周辺地域の経済発展に貢献することとありました。この点については、中国電力への要請事項8番で地域振興に特段の配慮することで対応します。

また、石飛雲南市長からは、再生可能エネルギー等への早期の転換とありました。この点については、経済産業省への要請事項6番で再生可能エネルギーの導入促進を図ることで対応していきます。

以上で会議終了。

島根原発2号機事前了解に係る中国電力・国への要請について

1. 中国電力への要請内容（別紙1参照）

- (1) 審査や検査の状況の適切な説明と丁寧な情報提供
- (2) 常に最新の知見を取り入れた最大限の安全対策
- (3) 過去のトラブル等からの教訓を反映した組織・人員体制、教育・訓練などの充実・強化、万全の核物質防護
- (4) 周辺地域を含めた地域振興への特段の配慮
- (5) 関係自治体に対する誠意をもった対応 など

2. 原子力規制委員会への要請内容（別紙2参照）

- (1) 最新の知見の規制基準への反映
- (2) 設計及び工事計画認可などの厳格な審査
- (3) 原子力規制検査の厳格な実施 など

3. 内閣府への要請内容（別紙3参照）

- (1) 避難計画の住民への周知や、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、迅速・確実な実動組織の派遣などの支援・協力
- (2) 原子力災害対策に必要な資機材、施設等の整備や、立地・周辺自治体が行う取組に対する十分な財政支援 など

4. 内閣官房への要請内容（別紙4参照）

- (1) 他国の領土や主権の侵害を抑止する国際秩序を確立するための国際社会と協調した経済制裁措置の実施
- (2) 武力攻撃が懸念されるような場合の原子力事業者に対する運転停止命令などの迅速な対応
- (3) 万が一、ミサイル攻撃等が行われるような事態となった場合の自衛隊による迎撃態勢と部隊の配備 など

5. 経済産業省への要請内容（別紙5参照）

- (1) 核燃料サイクルの課題解決に向けた取組の加速
- (2) 原発の再稼働判断に立地・周辺自治体の意見が反映できる仕組みの創設
- (3) 原子力災害時の避難をより円滑に実施するための道路整備等の支援
- (4) 原発への依存度を可能な限り低減するための再生可能エネルギーの導入促進
- (5) 電源三法交付金等の対象地域の拡大 など

中国電力への要請事項

1. 設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査の状況等を、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下、関係自治体という。）に対して適切に説明するとともに、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
2. 常に最新の知見を取り入れるなど、島根原子力発電所の安全確保に最大限取り組むこと。
また、万が一事故が発生した場合には、十分な賠償を行うこと。
3. 安全対策については、施設・設備の整備だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面に関しても、充実・強化を図るよう取組を継続して行うこと。その際、過去のトラブル等による教訓が発電所の安全を確保するための活動に継続的に反映されるよう、十分考慮するとともに、核物質防護に携わる全ての職員がその重要性を認識し、核物質防護に万全を期すこと。
4. 突発的な武力攻撃の発生に備え、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止するとともに、平時から体制の確認・徹底に努めること。
5. 汚染水対策について引き続き適切に実施すること。
6. 使用済燃料の処理・処分に事業者として責任を持って適切に対応すること。
7. 多様な電源構成を目指すために電力事業者として再生可能エネルギーの導入・技術開発に一層取り組むこと。
8. 周辺地域を含めた地元企業への工事発注や宿泊施設の利用など、地域振興に特段の配慮をすること。
9. 原子力防災対策については、平時から関係自治体と連携を図り、積極的な協力を行うなど、事業者として必要な取組を継続して行うこと。
10. 関係自治体に対しては、それぞれ誠意を持った対応を行うこと。

原子力規制委員会への要請事項

1. 常に最新の知見を規制基準に反映させるなど、原子力の安全規制を担う機関として安全対策に万全を期すこと。
2. 島根原子力発電所 2 号機の設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査を厳格に行うこと。
3. 日常の原子力規制検査を厳格に行うこと。
検査に当たっては、検査官の質を高めるとともに、中国電力における過去の不適切事案を念頭に、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といったあらゆる面においてルールどおり行われているか、随時書類の確認や会議の傍聴を行うなど中国電力の緊張感に緩みが出ないように対処すること。

内閣府への要請事項

1. 原子力災害時の避難計画については、「島根地域の緊急時対応」策定後も、訓練等を通じた確認や計画の具体化・充実化を継続して進めることが必要であり、自治体が進める避難計画の住民への周知や、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織による迅速・確実な派遣等について、必要な支援・協力を行うこと。
2. 原子力災害対策に必要な資機材、施設等の整備や立地・周辺自治体が行う取組に対し、十分な財政支援を行うこと。
3. 避難の受入先において大規模な自然災害や感染拡大が重なるなど、不測の事態が生じた場合には、避難者の受入先の確保をより広域に行う必要が生じ得るため、自治体だけでは対応が困難な場合には、国が責任を持って受入先の調整を行うこと。
4. 避難が長期化した場合の二次避難先の確保など、万が一の原子力災害時に被災者が十分な生活支援を受けられるようにすること。

内閣官房への要請事項

1. ロシア軍がウクライナの原子力発電所に対する砲撃を行ったが、他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、最大の抑止力となる。
ついては、国において、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。
2. 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。
また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。
3. 万が一、原子力発電所に対するミサイル攻撃等が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すこと。

経済産業省への要請事項

1. 国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと。
2. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること。
3. 原子力発電所の稼働・再稼働の判断に立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを設けること。
4. 国は、万が一の事故の際に懸念される汚染水への対策が中国電力において引き続き適切に実施されるよう指導すること。
5. 原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。
6. 原発依存度を可能な限り低減するため、再生可能エネルギーの導入促進を図ること。
7. 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金については、地域の実情に十分配慮した交付金額・期間とすること。
また、原子力防災対策が必要な区域が 30 キロ圏内まで拡大されたことから、電源三法交付金等については、既存の対象地域に対する交付水準を確保した上で、原子力災害対策重点区域まで対象を拡大すること。